



2025年5月9日

各 位

会 社 名 ユニ・チャーム株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高原 豪久
(コード：8113 東証プライム)
問合せ先 専務執行役員 経理財務本部長 島田 弘達
(TEL 03-3451-5111)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ（詳細決定）

当社は、学校法人品川女子学院の活動に対する賛助を通じたSDGsへの貢献を目的として、第三者割当による自己株式の処分について、2025年1月17日開催の取締役会で決議し、2025年3月19日開催の当社第65回定時株主総会において承認されました。

本日開催の取締役会において、処分先、処分期日等の募集事項の詳細を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 自己株式の処分について

〈処分要領〉

① 処 分 株 式 数	普通株式 650,000 株（発行済株式総数に対する割合 0.034%）
② 処 分 価 額	1 株につき 1 円
③ 調 達 資 金 の 額	650,000 円
④ 募 集 又 は 処 分 方 法	第三者割当による処分
⑤ 処 分 先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (学校法人品川女子学院信託口)
⑥ 処 分 期 日	2025年5月30日
⑦ そ の 他	本自己株式の処分については、2025年3月19日開催の第65回定時株主総会において、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、募集事項の決定を当社取締役会に委任することが承認されています。

2. 処分先の概要

① 名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社（品川女子学院信託口）

② 信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	委託者を発行者とする普通株式から生じる配当を信託収益として受益者に交付し、学校法人としての活動を賛助すること。
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	学校法人品川女子学院
信託契約日	2025年5月9日
信託の期間	2025年5月30日(予定)から 2028年5月30日(予定)まで(以後1年更新)

なお、本件の詳細につきましては、2025年1月17日に開示した『学校法人品川女子学院の活動に対する賛助を通じたSDGsへの貢献を目的とした第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ』をご参照下さい。

以上